

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、大窪池土地改良区が土地改良事業（農業基盤整備促進事業（樋門改修事業）西尾地区）を行うことについて平成29年2月24日認可した。

平成29年3月3日

香川県知事 浜 田 恵 造